



## 軽自動車税の納付はお早めに

●お問い合わせ／「原動機付自転車、小型特殊自動車の変更などの手続き」市民課住民係 ☎26・5723、各総合支所地域振興課  
【課税の内容】市税務課税制係 ☎26・5711 【納税の相談】市納税課納税係 ☎26・5719

平成27年度軽自動車税納税通知書を発送しました。今年度の納期限は、6月1日(月)です。軽自動車税は月割り課税の制度ではないため、1年分を1回で納付していただきます。期限内の納付にご協力をお願いします。

### ●市役所での手続き

軽自動車などの種類	受付窓口
原動機付自転車・小型特殊自動車(庄内ナンバーを除く)	市役所1階市民課 ☎26・5723、各総合支所地域振興課

### 納税義務者は4月1日現在の所有者です

軽自動車税は、4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車を持つ人に課税されます。

4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても税額が減額されることはありません。

### 変更などがあった場合の手続き

軽自動車の新規登録、名義変更、車体変更、廃車などの異動があった場合は、それぞれ手続きが必要です。名義変更や廃車の手続きをしないと、所有者であった方に毎年軽自動車税が課税されます。

また農耕作業用自動車(農耕トラクター、自脱型コンバインなど)

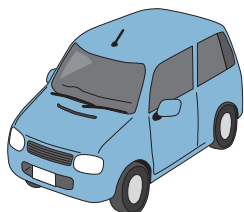
も、軽自動車税の課税対象であり、諸手続きも同様に必要です。

### ●その他の手続き

軽自動車などの種類	受付窓口
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)	全国軽自動車協会連合会山形県事務取扱所庄内支所(三川町) ☎0235・68・0611
二輪の小型自動車(250ccを超える)	東北運輸局山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所(三川町) ☎050・5540・2014
軽自動車(二輪を除く)	軽自動車検査協会山形事務所庄内支所(三川町) ☎050・3816・1836

【手続きに必要なもの】  
新規登録／所有者の印鑑、車体を特定できる資料  
車体変更／所有者の印鑑、新・旧車体の車体を特定できる資料  
名義変更／新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書または車体を特定できる資料  
廃車／所有者の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書または車体を特定できる資料

※1 車体を特定できる資料／標識交付証明書、販売証明書(車体番号などを記載した販売店印のある書面)、自賠責保険証書、車台番号の石摺、廃車証明書など



### 軽自動車税の減免制度

◆右の手続きは、山形県自家用自動車協会酒田支部(日の出町一丁目) ☎24・3367でも代行しています(代行手数料が別途必要)。  
身体に障がいのある方が所有する軽自動車などに関して、一定の要件に該当する場合、軽自動車税が減免されます。新たに税の減免を受けようとする方は5月25日(月)まで市税務課または各総合支所地

域振興課へ申請してください。

減免申請済みの場合またはすでに減免を受けていて申請内容に変更がない場合は、申請の必要はありません。減免を受けられる車両は普通自動車を含め1台だけです。普通自動車の減免を受けた方は、軽自動車税の減免消滅の届け出をしてください。

必要なもの／納税義務者の印鑑、所有者の身体障害者手帳など、運転者の運転免許証、自動車検査証  
納付されてから1か月以内の納税証明書の交付申請について

コンビニエンスストアや金融機関などで支払った場合や口座振替などの納税確認は、最長で2週間から3週間かかる場合があります。車検用の納税証明書の交付を市民課および各総合支所で申請する場合は、納付が確認できるものと車検証を持参してください。

口座振替利用の方には、6月中旬に同証明書を郵送します。  
※2 納付が確認できるもの／記帳がされた通帳や領収書など



酒田まつり 楽しみ～

## 【平成28年度以降の新税額】

車種区分		平成27年度税額	平成28年度以降税額
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)		2,400円	3,600円
被けん引自動車			
雪上車			
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

●原動機付き自転車など  
原動機付自転車・軽二輪車・小型二輪車・小型特殊自動車などの税額引き上げが1年間延期されました。

## 平成27年度・28年度の軽自動車税変更のお知らせ

平成27年度税制改正に伴い、本紙平成26年12月16日号掲載の「平成27年度・28年度の軽自動車税変更のお知らせ」の内容に変更がありました。

車種区分	今までの税率	新税額(平成27年度から)		重課税率* (平成28年度から)
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車	最初の新規検査年月より13年が経過した車
軽三輪	3,100円	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪(貨物)	自家用	4,000円	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,000円	4,500円
軽四輪(乗用)	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車は重課税率の対象外となります。

●三輪・四輪の軽自動車  
平成27年度から三輪・四輪の軽自動車税が引き上げられます。また平成28年度から「最初の新規検査年月から13年が経過した車」に対し、重課税率が適用されます。◆「最初の新規検査年月」は車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。



有料広告欄

◆自治体のサイトであるため、掲載できない場合があります。詳しくは問い合わせてください。

◆「出前講座をお届けします」  
○11歳「出前講座をお届けします」  
【誤】申し込み／(中略) FAX 26・26・888  
【正】申し込み／(中略) FAX 26・36・888

◆「お問い合わせ」市政策推進課  
お問い合せ/市政策推進課  
広報広聴係 ☎26・5706

本市では市ホームページのトップページに掲載するバナー広告を募集しています。

バナーの規格/「サイズ」横180ピクセル×縦60ピクセル「形式」GIFまたはJPEG形式「容量」20キロバイト以下▼掲載期間/1か月単位▼掲載料/1枠につき月額1万円(広告掲載前の一括納付)▼申し込み/申込書に掲載希望バナー広告のデザインを添付して市政策推進課広報広聴係に提出してください▼受付期間/随時

◆「お問い合わせ」まちづくり推進課  
お問い合せ/まちづくり推進課  
市民相談室 ☎26・5726

## 市ホームページに広告を掲載しませんか

## 交通災害共済への加入はお済みですか

●お詫びと訂正  
本紙5月1日号掲載の記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

●お詫びと訂正  
本紙5月1日号掲載の記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

○13歳「総合文化センター各種講座の受講者を募集します」  
【誤】基本の料理対象/定員(中略) 18歳以上40歳未満の男性  
【正】基本の料理対象/定員(中略) 18歳以上40歳未満の料理初心者

交通災害共済への加入は、加入者の会費で運営される助け合い制度です。随時受け付けていますので、ぜひ加入してください。

会費/大人360円、中学生以下180円

交通事故の対象期間/加入日～平成28年3月末まで

申し込み/市役所1階まちづくり推進課、各総合支所地域振興課へ直接